

学校保健委員会規約

大阪府立茨木支援学校

第1章 名称

第1条 この会は、大阪府立茨木支援学校 学校保健委員会と称す。

第2章 目的・活動

第2条 この会の目的は、本校児童・生徒の健康を保持増進するために、教職員・保護者・地域社会・専門機関が緊密に連携して、健康に関する問題を審議し、保健活動を推進するためにある。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
1、学校保健に関して、学校長の諮問事項を審議する。
2、健康診断、疾病の予防と治療、学習能率の向上、学校行事の保健的推進、校外における健康生活、環境の美化や安全指導及び学校給食について協議し、その問題点を打開する策を練り、学校保健計画を立案する。
3、学校関係各部門の連絡調整を図る。

第3章 組織

第4条 この会は、次の委員によって構成する。
職員 校長・准校長・事務長・教頭・首席・学部主事
養護教諭・栄養教諭・健康安全部長・保健主事
保護者（PTA役員・保健委員会・その他の保護者）
学校医（内科校医・歯科校医）・学校薬剤師
地域社会関係者（保健所・消防署・医療機関その他）

第5条 議題により、前条以外の委員を臨時に加えることができる。

第4章 運営

第6条 この会は、学校長が招集し、原則として年間2回程度開催する。

第7条 この会で協議した重要な事項は、職員会議に提案して、承認を求める。

第8条 前条において承認され、または本会で申しあわせた事項は、それぞれ関係部門が責任をもって実行する。

第5章 改正

第9条 この規約の改正は、本会の議決、並びに職員会議の承認を得る。

付 則 平成12年9月27日より施行する。
付 則 令和 6年7月11日より施行する。